

教育データの個人情報保護法上の取扱いについて

弁護士法人 三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

- 2021年3月31日までは、民間事業者には個人情報保護法、国の機関には行政機関等個人情報保護法、独立行政法人等には独立行政法人等個人情報保護法、各地方公共団体には各地方公共団体ごとの個人情報保護条例が適用。
- 2022年4月1日以降は、国や独立行政法人等の個人情報の取扱いが個人情報保護法に一元化。2023年4月1日以降は、各地方公共団体の個人情報の取扱いが個人情報保護法に一元化。
- 個人情報保護法への一元化後は、「個人情報」の定義は同一になるものの、地方公共団体の機関(行政機関等)に適用される個人情報の取扱いは、民間事業者(個人情報取扱事業者)に適用されるルールと異なる点が多い。
- 市町村の教育委員会が所管する公立学校については、個々の学校自体が「地方公共団体の機関」に該当するものではなく、当該学校を所管する教育委員会が、「地方公共団体の機関」として「行政機関等」に該当することになる。(次頁参照)

○「[個人情報保護に関する法律についてのQ&A\(行政機関等編\)](#)」

Q2-1-2 教育委員会が所管する公立学校については、各学校が法第2条第11項第2号の「地方公共団体の機関」に当たるのか。

A2-1-2 教育委員会が所管する公立学校については、個々の学校自体が法第2条第11項第2号の「地方公共団体の機関」に該当するものではなく、当該学校を所管する教育委員会が、法第2条第11項第2号の「地方公共団体の機関」に該当します。
(令和5年4月1日施行)

民間事業者・地方公共団体の機関の個人情報等(令和5年4月1日以降)

	民間事業者	地方公共団体の機関
位置付け	個人情報取扱事業者(法16条2項)	行政機関等(法2条11項2号)
個人情報	※定義は共通(法2条1項) ①氏名、住所、生年月日その他の特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができそれにより特定の個人を識別できるものを含む) ②個人識別符号(=運転免許証などの公的な個人に付された符号、顔認証など身体的特徴を電子計算機で個人を認証できるようにしたもの)を含むもの	
保有する個人情報	<ul style="list-style-type: none"> 保有個人データ(データベース(「個人情報データベース等」(法16条1項)に含まれる「個人データ」(法16条3項)であることが前提)(法16条4項) 	<ul style="list-style-type: none"> 保有個人情報(法60条1項) ※「個人情報ファイル」保有個人情報の集合物(法60条2項)
要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none"> 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報(法2条3項) 	
		<ul style="list-style-type: none"> 条例要配慮個人情報(法60条5項) 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報
匿名加工情報	<ul style="list-style-type: none"> ○匿名加工情報(法2条6項) 加工基準に基づいて作成し、加工方法・削除した情報について安全管理措置・匿名加工情報との識別禁止措置が講じられており元の個人情報に復元できないようにした情報。 ※民間事業者が自由に可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政機関等匿名加工情報(法60条3項) 個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報 ➡提案募集手続必要 ※地方公共団体は任意
統計情報	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法上定義なし 複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られる情報 ※個人情報保護法のルール適用されない(非個人情報) 	

個人情報保護法上の要配慮個人情報の取扱い

	民間事業者(個人情報取扱事業者)	行政機関等(地方公共団体)
要配慮個人情報の範囲	個人情報保護法の定義	個人情報保護法の定義+条例要配慮個人情報
事前通知・公表	該当なし	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知事項 ・ 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
取得	原則: 利用目的の明示+本人の同意 例外: 法令に基づく場合等公的的理由による例外	法令の定める所掌事務または業務を遂行するために必要な場合+利用目的の範囲内 ※要配慮個人情報に関する特段の取扱いなし
漏えい等報告	要配慮個人情報が含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態	要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
安全管理措置・適切な管理措置	要配慮個人情報の取扱いについて規定なし	アクセス制御 ・ 特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。
第三者提供	要配慮個人情報が含まれる個人データについてはオプトアウト手続が利用できない	法令の定める所掌事務または業務を遂行するために必要な場合+利用目的の範囲内 ※要配慮個人情報に関する特段の取扱いなし

○条例要配慮個人情報の具体例

「思想、信教、本籍、生活保護の受給、成年被後見人、被保佐人、被補助人、社会的差別の原因となるおそれのあるもの等」(『[個人情報保護条例に係る実態調査結果<資料編>](#)』(令和2年5月)(個人情報保護委員会事務局))

※「生活保護の受給」「成年被後見人」「被保佐人」「被補助人」は個人情報保護法上の「要配慮個人情報」ではない。

教育分野における要配慮個人情報

該当するもの	該当しないもの
<p>人種</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒や父母の人種、世系又は民族的若しくは種族的出身 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒や父母の単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位 生徒や父母の肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。
<p>信条</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒や父母の個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含む。 	<p>生徒や父母が、「〇△教に関する本を購入した」という購買履歴の情報や、特定の政党が発行する新聞や機関誌等を購読しているという情報は、「信条」を推知させる情報にすぎないため、当該情報のみでは要配慮個人情報には該当しない。</p>
<p>社会的身分</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒や父母の境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位(例:「非嫡出子」や「被差別部落の出身」) 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の父母の単なる職業的地位や学歴 生徒や父母の本籍地
<p>病歴</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒や父母の病気に罹患した経歴(例:生徒や父母ががんに罹患している、統合失調症を患っている等)が該当する。 	
<p>犯罪の経歴</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒や父母の前科、有罪の判決を受けこれが確定した事実。 	<p>生徒や父母が、単に防犯カメラの映像等で、犯罪行為が疑われる映像が映ったのみである場合。</p>
<p>身体障害、知的障害、精神障害その他身体の障害</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒が医師等から身体障害、知的障害、精神障害と診断されたこと 生徒が身体障害手帳、療養手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていること 生徒が外形上、身体障害、知的障害を有することが明らかであること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の素振りから外形上、障害や疾患が明らかであれば、要配慮個人情報の取得の例外に該当する場合がある。 ● 同意の推定 ● 法令に基づく場合 ● 人の生命・身体・財産に関する情報で本人の同意を得ることが困難 ● 障害や疾患の事情が推知されるにすぎない場合。
<p>健康診断等の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の健康診断の結果 消費者直販型遺伝子検査の結果(DTC 遺伝子検査の結果) 	<p>身長、体重、血圧、脈拍、体温等の生徒の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合</p>
<p>健康診断等に基づく医師の指導・薬剤師の調剤</p>	
<p>刑事事件に関する手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒や父母が逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起のほか、不起訴、不送致、微罪処分等 生徒や父母が無罪判決を受けた事実 	<p>生徒や父母が、単に防犯カメラの映像等で、犯罪行為が疑われる映像が映ったのみである場合。</p>
<p>生徒について、少年法上の調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと</p>	

民間事業者・地方公共団体の機関の個人情報の取扱い(令和5年4月1日以降)

	民間事業者(個人情報取扱事業者)	地方公共団体の機関(行政機関等)
取得・保有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的の範囲は行う業務に応じる。 ・ 利用目的の特定(法17条)、利用目的の通知等の明示(法21条)必要。 ・ 不適正取得の禁止(法20条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の定める所掌事務または業務を遂行するために必要な場合+利用目的の範囲内であること必要(法61条) ・ 利用目的の明示必要(法62条) ・ 不適正取得の禁止(法64条)
安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要(法23条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要(法66条)
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的の範囲内で利用可能 ・ 目的外利用には本人の同意必要(法18条) ・ 不適正利用の禁止(法19条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的の範囲内で利用可能(法69条) ・ 不適正利用の禁止(法63条)
第三者提供	<p>原則:本人の事前の同意必要(法27条1項)</p> <p>例外:</p> <p>①「法令に基づく場合」等の公益的理由のある場合(法27条1項各号)</p> <p>②オプトアウト(法27条2項)</p> <p>③第三者に該当しない場合(委託・事業承継・共同利用)(法27条5項) ➡本人の同意不要</p>	<p>原則:利用目的の範囲内の提供であれば本人の同意不要(法69条1項)</p> <p>(利用目的以外)</p> <p>以下の場合で本人・第三者の利益を不当に侵害しない場合(法69条2項)</p> <p>①本人の同意・本人への提供</p> <p>②法令の定める所掌事務・業務遂行に必要な範囲で行政機関等の内部で利用する場合+利用することに相当の理由</p> <p>③他の行政機関等に提供する場合で、提供を受ける者が法令の定める所掌事務・業務遂行に必要な範囲で利用+利用することに相当の理由</p> <p>④専ら統計作成・学術研究目的、本人の利益、その他提供することに特別の利益</p> <p>※提供について、「オプトアウト」「委託」などの例外なし。</p> <p>※提供を受ける者に対して必要な措置を講ずること可能(法70条)</p>

個人情報の委託について(令和5年4月1日以降)

	民間事業者(個人情報取扱事業者)	地方公共団体の機関(行政機関等)
委託元の監督・安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> 委託元事業者は取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先事業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。(法25条) 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の監督に関する明文の規定はない。 委託元の行政機関等は、安全管理措置の一環として、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項(委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等)を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが考えられる。(法66条1項、行政機関等編ガイドライン5-3-1(1))
委託先の事業者が負う義務	<ul style="list-style-type: none"> 委託先において、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務(法23条) 委託元の事業者との間の「契約」に基づく義務 	<ul style="list-style-type: none"> 委託元の行政機関等が負う安全管理措置に準じた安全管理措置を講ずる必要(法66条2項) 委託元の行政機関等との間の「契約」に基づく義務 委託先が民間事業者(個人情報取扱事業者)に該当する場合には、委託先において、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務(法23条)も負う。
委託先の安全管理措置の内容	(安全管理措置の内容) <ul style="list-style-type: none"> 基本方針の策定 組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置 外的環境の把握 	(安全管理措置の内容) <ul style="list-style-type: none"> 組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置 外的環境の把握 ※基本方針の策定はなし ※委託先が民間事業者(個人情報取扱事業者)の場合は民間事業者の安全管理措置
委託に関する本人の同意の要否	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合には、委託先は「第三者」に該当せず、本人の同意不要(法27条5項) ※「委託先」は「第三者」でないという整理 	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的の範囲内での提供として、本人の同意は不要。(法69条1項) ※「委託」も「提供」の一類型という整理

個人情報保護法とGDPRの本人の同意の要件

個人情報保護法(※1)	GDPR(EU一般データ保護規則)(※2)
<p>本人の個人情報、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別的な同意取得のほか、包括的な同意取得も認められている。 ● 明示的な同意取得のほか黙示的な同意取得も認められる場合あり。 ● インフォームドコンセント(あらかじめ本人に情報提供)は求められていない。(※外国にある第三者への提供(法28条1項)の情報提供を除く) ● オプトアウト的な同意取得は認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 自由に与えられていること(任意性) <ul style="list-style-type: none"> ● 力の不均衡がないこと前提 ● 同意が契約履行に必要な条件でないかどうか考慮 ● 同意事項の細分化必要 ● 同意撤回に不利益がなし ② 特定されていること <ul style="list-style-type: none"> ● 同意取得の細分性必要 ● 同意を取得する情報を他の情報と明確に分離必要 ③ あらかじめ情報提供を受けていること(インフォームドコンセント) ④ 明確な意思表示であること <ul style="list-style-type: none"> ● 書面やチェックボックスなどの明確な積極的な行為 <p style="text-align: center;">※同意の撤回権についても明文規定あり</p>

※1 個人情報保護法については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」等の解釈参照。

※2 GDPRについては、GDPR第7条のほか、「同意に関するガイドライン」の解釈参照。

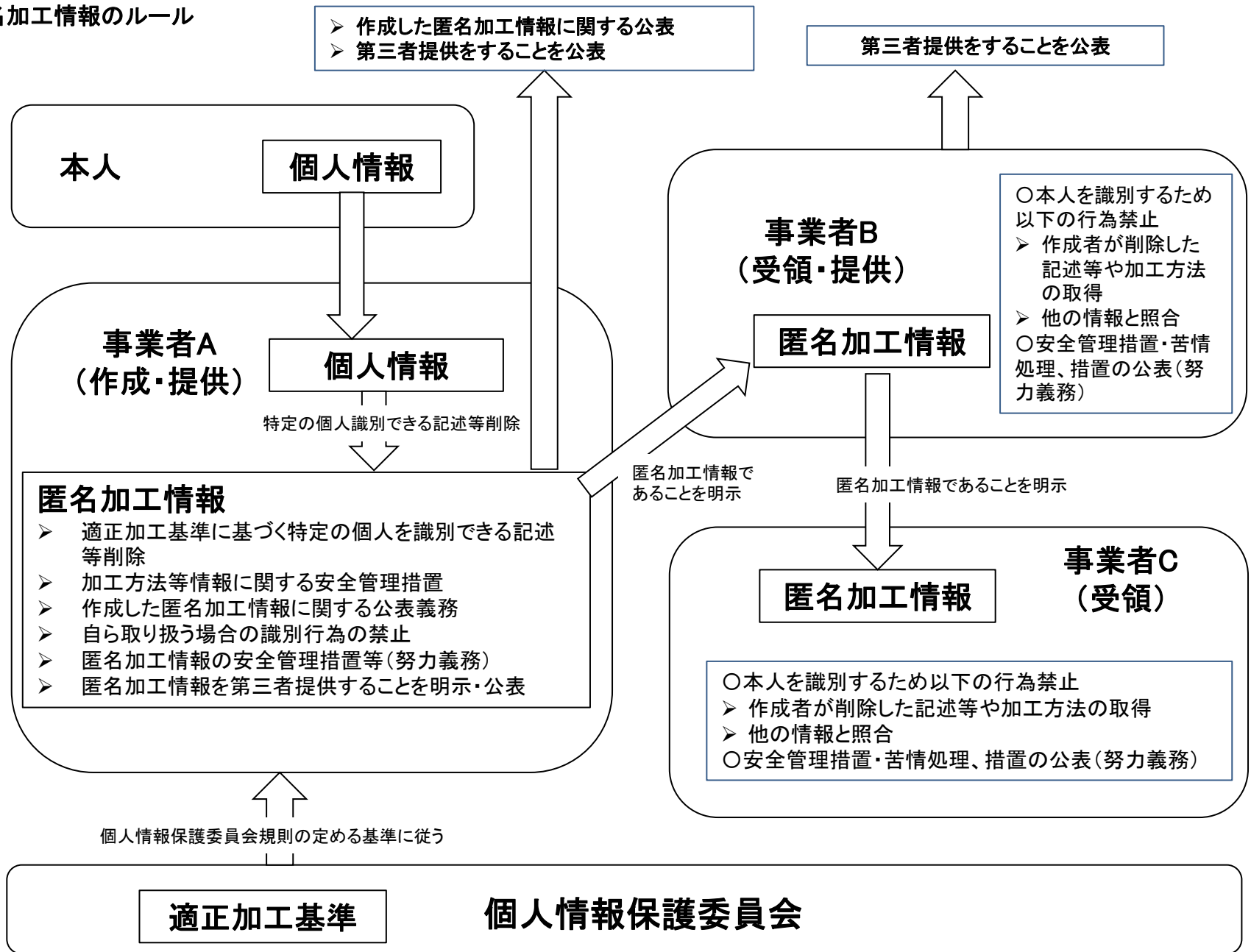
同意のできる子どもの年齢

個人情報保護法	GDPR(EU一般データ保護規則)
<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報保護法に明文の規定なし • <u>法定代理人等から同意を得る必要がある子どもの具体的な年齢は、対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきであるが、一般的には12歳から15歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられる。</u> (『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & A』QA1-62) 	<p>○GDPR8条1項</p> <p><u>子どもに対する直接的な情報社会サービスの提供との関係において個人情報の取扱いの適法性として「データ主体の同意」が適用される場合、その子どもが16歳以上であるときは、その子どもの個人データの取扱いは適法である。その子どもが16歳未満の場合、そのような取扱いは、その子どもの親権上の責任のある者によって同意が与えられた場合、又は、その者によってそれが承認された場合に限り、かつ、その範囲内に限り、適法である。</u></p> <p>加盟国は、その年齢が13歳を下回らない限り、法律によって、それらの目的のためのより低い年齢を定めることができる。</p>

「匿名加工情報」と「行政機関等匿名加工情報」との違い

	匿名加工情報	行政機関等匿名加工情報
主体	民間事業者(個人情報取扱事業者)	地方公共団体の機関(行政機関等)
利用・提供の制限	<ul style="list-style-type: none"> • 利用目的による制限なし • 第三者提供の同意不要(相手方への明示・公表必要) 	<p>(作成できる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な範囲内で作成可能 <p>(第三者提供できる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法令に基づく場合(提案募集手続を経て提供する場合を含む) • 保有個人情報を利用目的のために第三者提供できる場合に加工して第三者提供をする場合 • 第三者の意見聴取の機会の聴取は任意。 <p>(取得した匿名加工情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 行政機関等匿名加工情報以外の匿名加工情報については匿名加工情報の規律を適用
安全管理措置・識別行為の禁止	<ul style="list-style-type: none"> • 規定あり 	<ul style="list-style-type: none"> • 規定あり • 利用契約の遵守

匿名加工情報のルール



提案募集手続のイメージ(行政機関等個人情報保護法の非識別加工情報)

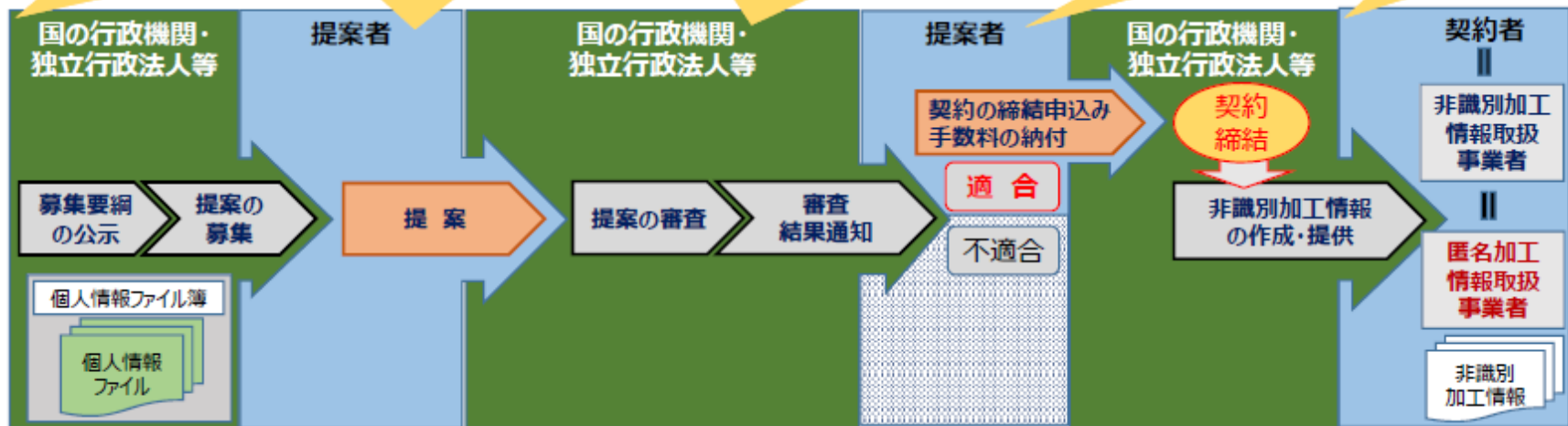
- ・毎年度 1 回以上、30 日以上期間を定めて、提案の募集を行います。
- ・提案の募集前に、国の行政機関・独立行政法人等のウェブ等で募集要綱を公示します。
- ・提案に必要な一定の書類の様式はウェブ等で入手できます。

- ・非識別加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人・法人問わず、提案できます。
- ・未成年者等や禁固刑等の刑に処せられてから 2 年を経過しない者等の一定の欠格事由に該当する者は提案できません。
- ・提案前に相談もできます。

- ①欠格事由の該当の有無
 - ②一定の加工基準に合致
 - ③事業が新産業の創出等に資すること
 - ④漏えい防止等の安全管理措置が適切であること
- 等、審査基準に適合しているかどうかを審査します。
- ・審査結果は個別に通知します。

- ・審査基準に適合した者には、審査結果通知書に契約の締結の申込書・契約書を同封します。
- ・手数料を納付し、上記書類に必要事項を記入・提出することにより契約することができます。

- ・契約の締結後、国の行政機関・独立行政法人等が非識別加工情報を作成・提供します。
- ・利用目的の範囲で事業の用に供することができます。



※行政機関等匿名加工情報の提案募集手続も同様の手続を想定。

出所:「国の行政機関・独立行政法人等における非識別加工情報の制度のあらまし」(総務省)